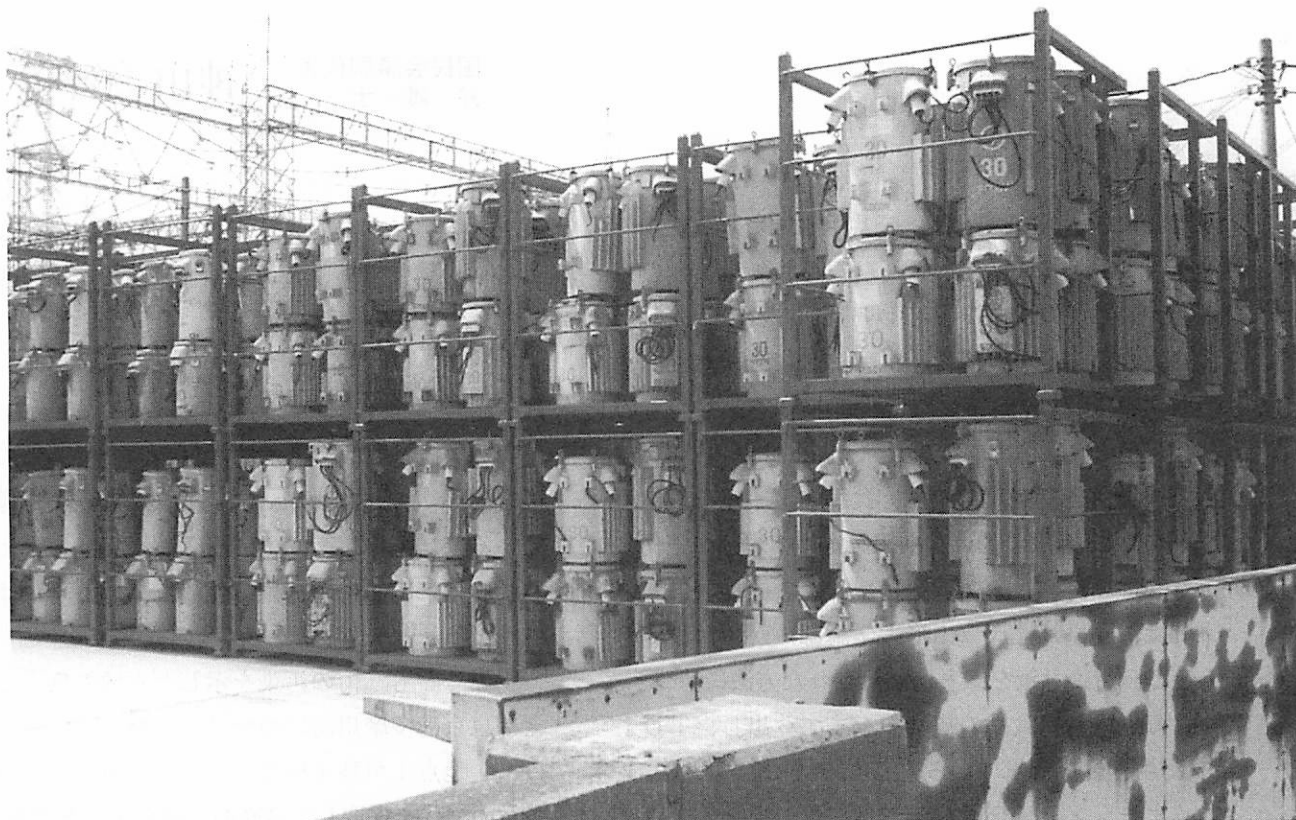


ニュース・レター

NEWS LETTER
Nov.20 2000

vol.

8



74,000個のPCB変圧器が野積み！

今年2月、茨城県境町大歩（わご）の東京電力新古河変電所敷地内に、74,000個に及ぶ大量のPCB入り高圧トランス（変圧器）が野積みされていることが、地元住民の目撃により発覚して問題となっています。東京電力の説明によると、10年前から県内で使用されてきたトランスの回収をはじめ、変電所内の資材置き場を廃掃法に定める特別管理廃棄物保管場所に定めて保管してきたとのこと。これに対して、町や議会、地元住民の会では、①新たにPCB汚染物を持ち込まないこと、②変電所内のPCB汚染物はすべて撤去すること、をそれぞれ東京電力に申し入れています。

（写真提供=毎日新聞社）

CONTENTS

- ② 神山美智子・東京湾のアナゴが最高のダイオキシン汚染
- ⑤ 川名 英之・大江川から基準値の23倍のダイオキシン
- ⑥ 田坂 興亜・「アジアの焼却炉問題」バンコク会議の報告
- ⑨ 水口 哲・中国有害物質事情報告「地を汚す石油、地を削る家畜、地に沈む黄河」
- ⑩ 佐藤 泉・「環境法の今」2 廃棄物処理法の改正概要
- ⑫ 橘高真佐美・POPs国際条約最終交渉 INC5に向けて
- ⑭ 中下 祐子・故福田治榮さんを偲ぶ
- ⑮ 佐橋 亮・インターンを通して見た国民会議と日本のNGO

今号のアンケート
用紙で
皆様のご意見を
お寄せ下さい

東京湾のアナゴが 最高のダイオキシン汚染

——環境庁調査より——

国民会議副代表
弁護士

神山美智子

環境庁水質保全局は、公共用水域や水生生物のダイオキシン類（ジベンゾダイオキシンPCDD+ジベンゾフランPCDF及びコプラナーPCB）の汚染度を調査し、8月25日に公表した。うち水性生物は全国543地点2,832検体を調べたもので、平均値は14pg-TEQ/gであった。

国民会議では昨年7月、食品のダイオキシン汚染に対し、「段階的に、期限を定めて規制を強化する」よう提言（第2次提言）した。同提言においては、藤原邦達氏（山形大学講師）が、かつてのPCB汚染対策を参考に試算された方法に基づき、近海魚以外の食品の規制値をまず算出し、TDI（耐用一日摂取量）から近海魚に割り当てられるダイオキシンの量を計算し、近海魚の規制値を設定するものである。

第2次提言においては、政府がTDIを4pgと定めたことを批判し、これを3pgにするよう提言した上で、近海魚の規制値を27pg-TEQ/gにするよう求めたのである。

しかしながら政府は今日まで、食品、特に近海魚のダイオキシン汚染を規制しようという政策をまったく示さない。

そこで政府の定めたTDI（4pg）を前提にして、これに基づく近海魚の規制値を46pg-TEQ/gとし、今回の調査結果のなかから、この値を超える魚類を拾い出してみた。46pgという規制値の求め方は、藤原邦達氏の近著（『恒常性かく乱物質汚染』合同出版）に詳しく示されている。

すると、北は青森県陸奥湾のボラ（78pg）から、南は北九州市洞海湾奥洞海のコノシロ（13pg）まで多数の汚染魚があることが判明した。中でも、

北九州のコノシロのように、残留値が二桁になるものが41検体もあり、最高は、東京湾多摩川河口のマアナゴ33pgであった。

■二桁の汚染は許されない

第2次提言では、肉・卵類を0.2pg、その他の食品を0.1pgと仮に定めた上で近海魚の規制値を導いている。46pgでさえ政府の定めたTDIを超えてしまうのに、二桁の汚染を放置している無策は許されないと思う。

少なくとも二桁の汚染を示した水域の魚（たとえば東京湾多摩川河口のマアナゴなど）においては、1地点1魚種1検体ではなく、同一地点から多数の検体を採取して徹底的に調査すべきである。その結果によっては漁獲制限も必要にならざるを得ない。またその場合、当然に所得補償が行われなくてはならない。

さらに、妊娠中の女性や授乳中の女性に対しては、早急に食事指導を徹底する取り組みが必要である。

参考までに上記コノシロとマアナゴ以外で、汚染値が10pgを越すものを示すと以下のとおりである。

栃木県秋山川堀米橋フナ類（16）、群馬県利根川利根大堰ウナギ（25）、千葉県東京湾スズキ（12）、同タチウオ（11）、埼玉県元荒川八幡橋タモロコ（12）、埼玉県名栗湖東部湖岸ニジマス（10）、東京都神田川柳橋サッパ（28）、同神田川柳橋スズキ（27）、同東京湾中央防波堤内側スズキ（14）、同東京湾東京灯標東側マアナゴ（25）、同マゴチ（14）、同マハゼ（11）、同東京湾羽田空港東側マハゼ（10）、

同東京湾東京灯標際スズキ (10)、同東京湾多摩川河口アカカマス (11)、同ウグイ (16)、同コトヒキ (27)、同マハゼ (10)、同東京湾多摩川河口沖サッパ (14)、同マハゼ (12)、神奈川県引地川富士見橋ギンブナ (14)、同川コイ (25)、山梨県川口湖船津沖ウナギ (19)、岐阜県長良川藍川橋デモモロコ (11)、同揖斐川福岡大橋ウナギ (14)、静岡県佐鳴湖心ウナギ (10)、愛知県立馬崎沖約1 kmヒイラギ (10)、兵庫県淡路島西部南部一宮町撫沖サヨリ (13)、同淡路島西部南部南淡町鳥取沖キチヌ (14)、大阪府神崎川新三国橋ボラ (22)、同メナダ (12)、同大阪湾境港沖ソウダカツオ属 (17)、同大阪湾泉大津港沖クロダイ (11)、同大阪湾尾崎港沖クロダイ (10)、同コノシロ (10)、愛媛県新居浜海域ハモ (18)、熊本県天明新川六双橋ウナギ (12)、大分県筑後川三隅大橋ウナギ (10)、大阪市淀川伝法大橋コノシロ (19)

この表 (次ページ参照) を見ていると、ため息が出そうになる。特に江戸前の魚に誇りを持ってきた江戸っ子たちにとって、10pg を超す41検体中15検体が東京湾で採取されたものであることは悲しい。

■最高の底質汚染は230pg

水生生物のダイオキシン汚染がひどい地域では、当然のことながら底質の汚染度も高い。全国542地点の公共用水域底質の平均は54pg であるのに、東京都の公共用水域底質10地点の値は、すべて10pg 以上である。最高は神田川柳橋の41pg、最低でも東京湾羽田空港東側の11pg であった。ダイオキシン類のうち、PCDD + PCDF の占める割合が大きく、コプラナーPCB は少ない。

千葉県側東京湾の底質も6地点調査されているが、うち4地点で23pg を超えている。最高は40pg で、やはりコプラナーPCB は少ない。神奈川県側の東京湾は2地点で底質が調査されているが、どちらも10pg を下まわっている。

全国で最高の底質汚染はなんと230pg で、岡山県倉敷川下灘橋である。うちPCDD + PCDF が210pg を占めている。環境基準 (1pg) を超えたものが10地点である。しかし、同じ下灘橋で採取されたゲンゴロウブナの値は14pg で、逆にコプ

ラナーPCBが多い。

底質については、規制基準値は設定されていないが、魚類の汚染を減少させるためにも、規制が必要ではないかと思う。

公共用水域は全国568地点で調査され、平均は0.24pg である。しかし最高値は14pg と、底質の汚染濃度に近いものがあつた。この数値を示したのは福島県逢瀬川阿武隈川合流前で、14pg のうち13pg がPCDD + PCDF であつた。しかし、この地点で採取された魚類の汚染はそれほどなく、ウグイ20pg、フナ類0.67pg である。

近海魚のダイオキシン汚染の原因は、過去に使用された水田除草剤などに含まれているダイオキシン、PCB の不法投棄など、諸説ある。

環境庁が公表した資料のみでは、ダイオキシンの詳しい組成が分からないが、それでもPCDD + PCDF が多い地点や魚とコプラナーPCB の方が多い地点、魚があることは分かる。また原資料を入手して分析することも可能だと思われる。

おいしくて安全な近海魚を食べるために、汚染の原因究明がまずなされなくてはならないし、環境庁は、こうしたデータをより広く、わかりやすく知らせる努力が求められる。

平成11年度公共用水域等のダイオキシン類調査結果について

——都道府県・政令指定都市別調査結果一覧

環境庁水質保全局水質管理課 平成12年8月25日

- 1 環境庁は、平成11年度、全国の公共用水域の水質、底質、水生生物及び地下水質のダイオキシン類について調査を行った。今般、建設省が一級河川で調査した分を含め、同年度の全国的な調査結果を取りまとめた。
- 2 平成11年度の調査は、平成10年度の全国調査に比べ地点数・検体数を大幅に増やして行われたが、その調査結果の概要は次のとおりである。(編集部注：表は次ページ)
- 3 環境庁としては、この調査結果をダイオキシン類対策特別措置法に基づく各都道府県・市の環境監視等に活用していただくとともに、さらに分析を加え環境基準の検証等のための重要な知見として用いていく。

1 調査の内容

1 趣旨

本調査は、水環境中におけるダイオキシン類の実態を全国的に把握し、環境基準の検証等に必要の知見の集積を図るため、平成10年度ダイオキシン類緊急全国一斉調査 (以下「平成10年度調査」という。) に引き続き、公共用水域の水質、底質、水生生物及び地下水質について調査を行ったものである。

なお、一級河川・直轄区間については建設省が調査を分担し、環

環境媒体	平成11年度調査結果		
	地点数	平均値	濃度範囲
公共用水域水質	地点 568	pg-TEQ/L 0.24	pg-TEQ/L 0.054~14
地下水質	地点 296	pg-TEQ/L 0.096	pg-TEQ/L 0.062~0.55
公共用水域底質	地点 542	pg-TEQ/g 5.4	pg-TEQ/g 0.066~230
水生生物	検体 2,832	pg-TEQ/g 1.4	pg-TEQ/g 0.032~33

境庁が行った調査とあわせて、ここに集計した。

2 調査対象媒体

公共用水域水質・底質、水生生物、地下水質

3 調査地域及び地点数

1) 公共用水域の水質・底質

- 各都道府県毎に、環境基準点を基本とし、各10地点程度を選定。なお、建設省調査は、一級河川・直轄区間について各水系2地点程度を選定。

- 具体的には、水質568地点（うち建設省調査72地点）、底質542地点（同48地点）を対象。

2) 水生生物

- 1) の調査地点のうち、水生生物が採捕可能な地点で実施。

- 具体的には、543地点2,832検体（うち建設省調査45地点116検体）を対象。

3) 地下水質

- 各都道府県毎に、飲用井戸を中心に、各6井戸程度を選定。

- 具体的には、296地点を対象。

4 検体採取時期

原則として、平成11年9月から11月。

5 調査対象物質

- ダイオキシン類（PCDD、PCDF及びコプラナーPCBのうち表1に示す異性体）を対象とし、各異性体の毒性等価係数（TEF）はWHO-1998によった。

- 異性体ごとの定量下限値及び検出下限値は表1のとおり。検出限界値未満の数値の取扱は、それぞれの異性体について、検出下限以上の値はそのままその値を用い、検出下限未満の値は検出下限の1/2の値を用いて、各異性体の毒性等量を算出し、それらの値を合計して毒性等量を算出した。

6 調査方法

1) 公共用水域水質・地下水質

河川水は、原則として2回、測定を行った。1検体は、試料水を2日に分けて採取し、混合したものを用いた。

湖沼、海域、地下水については、1回・1日の試料水を採取し測定した。

その他については、日本工業規格「工業用水・工場排水中のダイオキシン類及びコプラナーPCBの測定方法JIS K 0312：1999」によった。

2) 底質

ダイオキシン類に係る底質調査暫定マニュアル（平成10年7月環境庁水質保全局水質管理課）によった。

3) 水生生物

ダイオキシン類に係る水生生物調査暫定マニュアル（平成10年9月環境庁水質保全局水質管理課）によった。

II 調査結果

1 公共用水域水質

公共用水域の水質については、全国568地点で調査を実施した。

ダイオキシン類濃度の平均値は0.24pg-TEQ/Lで、平成10年度調査結果（平均0.40pg-TEQ/L）より低く、濃度範囲は0.054~14pg-TEQ/Lで、平成10年度調査結果（0.0014~13pg-TEQ/L）とはほぼ同程度であった。

また、環境基準（1pg-TEQ/L）を超過したのは10地点（全体の1.8%）であった。

2 地下水質

地下水質については、全国296地点で調査を実施した。

ダイオキシン類濃度の平均値は0.096pg-TEQ/Lで、平成10年度調査結果（平均0.081pg-TEQ/L）と同程度であり、濃度範囲は0.062~0.55pg-TEQ/Lで、平成10年度調査結果（0~5.4pg-TEQ/L）の範囲内であった。

また、環境基準値（1pg-TEQ/L）を超過した地点はなかった。

3 公共用水域底質

底質については、全国542地点で調査を実施した。

ダイオキシン類濃度の平均値は5.4pg-TEQ/gで、平成10年度調査結果（平均7.7pg-TEQ/g）より低く、濃度範囲は0.066~230pg-TEQ/gで、平成10年度調査結果（0~260pg-TEQ/g）の範囲内であった。

4 水生生物

水生生物については、全国543地点2,832検体で調査を実施した。

ダイオキシン類濃度の平均値は1.4pg-TEQ/gで、平成10年度調査結果（平均2.1pg-TEQ/g）より低く、濃度範囲は0.032~33pg-TEQ/gで、平成10年度調査結果（0.0022~30pg-TEQ/g）とはほぼ同程度であった。

III 精度管理の実施

本調査では、ダイオキシン類の測定結果の精度管理のため、環境庁及び（財）日本環境衛生センターが以下の措置を行った。

- 各測定機関が作成した試料採取、前処理、分析の各段階における精度管理の計画書を、測定前に審査。

- 専門家、（財）日本環境衛生センター担当者及び環境庁職員が、各測定機関の査察を行うとともに、必要に応じて分析手順、チャート等を精査。

- 底質及び水生生物の共通試料を各測定機関に提供し、各機関の測定結果を回収して点検。

以上の結果、分析能力上問題となる機関はなかった。

IV まとめ

1) 調査結果の評価

本調査は、平成10年度調査と比較して、環境基準点を中心に調査地点・検体数を大幅に増やし実施した。

各環境媒体ごとのダイオキシン類濃度の平均値は、平成10年度調査のそれに比べ概ね低くなったが、これは調査地点数の増加による影響もあると考えられるので、両年度の平均値の比較をもって経年的な濃度変化を論ずることはできないと考える。

一方、各環境媒体ごとの検出値の範囲は、調査地点・検体数の大幅な増加にかかわらず、概ね平成10年度調査結果の範囲内であった。

2) 今後の取組

本調査で明らかになった一部の高濃度事例については、既に関係自治体において原因究明対策などの取組が行われている。

今後、この調査結果を活かして、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく都道府県・市による環境監視などの適正かつ効果的な運用を図っていく必要があり、環境庁として、その徹底を期していく。

なお、ダイオキシン類に係る環境監視は、平成12年度以降、ダイオキシン類対策特別措置法に基づいて、都道府県・市による常時監視に引き継がれる。

大江川から基準値の23倍のダイオキシン

江戸川大学講師 川名 英之



高濃度のダイオキシンが検出された大江川＝名古屋市港区本星崎町付近で、9月写す。毎日新聞社提供



■川の水の汚染から始まった発生源探し

名古屋市港区の大江川の水質から環境基準を大幅に上回るダイオキシンが検出され、市が調べた結果、発生源は化学繊維紡績業の大手、東レ名古屋事業場（港区本星崎町、佐々田泰彦場長）の製造工程であることが分かりました。同市はこの事業場に対し、汚染防止のための改善を勧告するとともに、市内の類似施設の総点検を実施しました。

大江川のダイオキシン汚染が分かったのは6月。名古屋市が大江川の約1キロ北側に計画中のごみ最終処分場を建設する関係で大江川の水質を採取して、測定したところ、環境基準である1リットル当たり1ピコグラム（1ピコグラムは1兆分の1グラム）の23倍に当たる23ピコグラムのダイオキシンが検出されました。そこで市は発生源調査を始めました。

■東レ事業場排出口から170ピコグラム

発生源をつかむため、名古屋市は大江川に流されている7工場・事業所の排水を詳しく分析しました。その結果、9月14日、東レ名古屋事業場の排出口から採取した水から1リットル当たり170ピコグラムという高濃度のダイオキシンが検出され、発生源を特定しました。今年1月、施行された「ダイオキシン類対策特別措置法」

は適用が1年間、猶予されているので、同法違反にはなりません。

同市が東レの工場内でダイオキシンがどのように生成されたのか、調査した結果、この工場は1963年からシクロヘキサンに塩化ニトロシルを反応させて、合成繊維ナイロンの原料であるカプロラクタムを製造しています。ダイオキシンが生成されるのは、この生産工程のうちカプロラクタムを合成する前段階の塩酸や硫酸に含まれる水を除去する脱水工程。この脱水工程から出る排水から2600ピコグラムという非常に高濃度のダイオキシンが検出されました。

■汚染が長い間、続いていた可能性も

名古屋市環境局は同日の市議会総務環境委員会で東レ名古屋事業場に対し、汚染防止対策の徹底を求め、改善勧告をするとともに、「塩素を使う生産工程でダイオキシンが生成される可能性がある」とみて、市内の化学工場など類似生産工程を持つ事業場を総点検することを決めました。同日の市議会総務環境委員会で、「ダイオキシンが長い間、大江川に垂れ流されていたのか」という質問に対し、市環境局の柴田伸幸公害対策課長は「推測の域を出ないが、その可能性はあり得る」と答弁しました。

「アジアの焼却炉問題」 バンコク会議の報告

国民会議発起人・常任幹事
国際基督教大学教授

田坂 興亜
(写真も)

集を組み、この会議に日本からJ P E Nを代表して私と一緒に参加された川名英之氏とグリーンピースのフィリピン代表であるフォン・ヘルナンデス氏の報告を、「止めよう！ダイオキシン汚染関東ネットワーク」の藤原寿和氏による日本自身の問題点を指摘した文章と共に掲載している。

JICAが焼却炉の導入を助言

タイでは、7月にバンコク市長選挙が行なわれ、「札束選挙」と言われるほど買収が横行した選挙戦を勝ち抜いて新たに選ばれた市長は、バンコクのごみ問題解決のために焼却炉を導入するのが最善であると言明した。バンコク市内に現在あるのは、比較的小さな医療機関から出されるごみの焼却炉がいくつかあるだけなので、新市長の計画が実現すれば、バンコクとしては最初の大規模焼却炉導入ということになる。バンコク以外では、有名なリゾート地であるプーケット島に、日本の援助で建設された大型（一日当たりの焼却能力250トン）の焼却炉が昨年稼働している。タイ政府は、この9月始めに、一日当たりの焼却能力が1350トンの、さらに大きな焼却炉をバンコクのごみ処理場であるオン・ヌットに建設することを閣議決定した。この建設には、70億バーツ（約190億円）の費用がかかるが、その内52億5千万バーツは、日本国際協力銀行（J B I C）からの低金利融資でまかない、残りの25%に当たる17億5千万バーツは、バンコク市の予算から支出することになるという。同様の計画は、マレーシア、韓国などで進行中であるが、たいていの場合、ごみ処理の実情をJ I C A（日本の国際協力事業団）がまず調査をしに来て、ごみ問題の解決には、焼却炉の導入が必要である、との結論を出し、焼却炉購

7月26日から28日まで、バンコクのチュラロンコーン大学の構内で、インド、インドネシア、韓国、グアム、タイ、台湾、日本、ネパール、パキスタン、香港、マレーシアから、ごみ・焼却炉・ダイオキシン問題に関心を持ち、健康な環境を次の世代に残すための様々な活動を行なっている個人やNGOが集まり、それぞれの国で、ごみ・焼却炉・ダイオキシンの問題がどのような状況にあるのかを話し合った。そこで浮かび上がってきたのは、ごみ問題の「唯一の解決法」として、焼却炉の導入がアジアの各国で決定され、実行されようとしている状況であった。しかも、日本政府の国際援助機関がごみ問題の実情を調査した上で、そうしたごみ焼却炉の導入をアジア各国の政府や市当局に勧めている場合もあることを、私はこの会議に参加して知らされたのであった。

『週刊金曜日』の9月1日号は、「それでもあなたは燃やしますか？」というタイトルで、アジア諸国への焼却炉輸出／援助の問題点について特

入の巨額の費用は、日本政府の低金利融資で手助けする、という提案をしている。このJICAによる調査団には、たいいていの場合、焼却炉のメーカー関連の技術者が同行していて、どのような焼却炉の導入が適切であるかを助言し、また、ダイオキシンをほとんど排出しない「安全な」炉であることを裏づけるデータも提供していると言う。バンコクの場合、「国際興業（工業？）」が関係していると言われており、7月のNGOの会議の直後、タイの主催者であるグリーンピースに「Kokusai Kogyo」の人が（日本人2人、タイ人1人）訪れたという。

反対運動を行なっているNGOの動きをチェックしているのであろう。会場を貸してくれたチュラロンコン大学の教授に対しても、「このような団体に大学の会議室を貸すべきではない」という抗議の電話があったという。

タイで排出するごみの内約76%が不法投棄などの不法な処理をされているという実態を知り、あるいは、フィリピンのマニラにかつてあった「スモークーマウンテン」を見たことのある人なら、また、最近ケソン市に出現したごみの山がくずれて、200名を超える人々が生き埋めとなって死んだ悲惨な事故のことを知った人なら、こうした状況を改善し、もっと「クリーン」な環境にするために焼却炉を導入する、といえ、ば、「結構なことではないか」と思うに違いない。さらに、莫大な費用がかかる焼却炉の購入をJBIC（日本国際協力銀行、前身はOECF）が最初の数年間は無利子の長期ローンで手助けするとあれば、日本は

大変良いことをしている、と誰しも思うであろう。

しかし、1983年に日本の焼却炉から立川涼氏が初めてダイオキシンを検出してから以降の、厚生省のダイオキシン対策専門家会議と厚生省自身の対応を詳細に調べてみると、決して「結構なこと」ではすまされない、黒々とした裏の状況が見えてくるのである。

1997年10月5日放映のNHK「クローズアップ現代」によれば、立川涼氏の指摘を受けて、厚生省が設置した「ダイオキシン対策専門家会議」は、当時京都大学工学部教授の平岡正勝氏を委員長として、厚生省のその後の政策立案に決定的な影響を与える答申を行なってきた。たとえば、焼却炉から排出されるダイオキシンの「安全基準」として、1立方メートルあたり1250ナノグラムという数値を暫定的に定めたが、同専門家会議の委員の一人であった立川涼氏の、「もっと厳しい基準を設定すべきだ」との主張は退けられ、1997年に「既設炉」に対する基準として80ナノグラムが、新設炉に対しては（その規模によって）0.1-5ナノグラムという基準が設定されるまで、この1250ナノグラムという数値が独り歩きをして、日本における焼却炉からのダイオキシン汚染を世界一にしてきた、と指摘されている。

焼却炉を大幅に減らしたドイツ

スウェーデンは1986年に、ドイツ政府は1991年にはすでに0.1ナノグラムという厳しい安全基準を設定し、具体的な施策を実施して、焼却炉からのダイオキシン排出量を大幅に削減してきた。現在、ドイツ全土の焼却炉から排出されるダイオキシンは、一年間でたったの4グラムである。焼却炉の数も、300以上あったものが、1997年には49に、産廃焼却炉も247から83になっている（川名英之『週刊金曜日』329号）。これに対し、日本の焼却炉は、約2000、世界全体で環境中に出されるダイオキシンの約40%を排出していると言われる。日本におけるダイオキシン対策の遅れは、ほかにも人為的になされてきたふしがある。焼却炉には、ダイオキシンを含む細かい塵を外に排出しないために、電気集塵器が取り付けられているが、上記ダイオキシン対策専門家会議において、当時横浜



報告する筆者（右）と川名英之氏（右）

「バンコク焼却炉反対会議」に参加した12か国の人たち（7月18日）



国大の加藤教授が、電気集塵器の温度を300度から200度に下げれば、そこでのダイオキシン生成がほとんどなくなることを実験的に示し、電気集塵器の温度を200度に下げることが提案したのに対し、座長の平岡正勝氏は、200度に下げることが技術的に困難であると主張し、厚生省はこれを受けて、電気集塵器の温度を250～280度に設定することを奨励した。

ところが、この温度では、ダイオキシンが相当量発生することが判明したのである。また、産業廃棄物の焼却処理によって生じるダイオキシンは、一般ごみの焼却から生じるダイオキシンの1/6～1/10であると、平岡氏は試算をし、厚生省はこれに基づいて産業廃棄物の対策を後回しにしてきた。しかし、現実には、この試算よりずっと大きな比率で、産業廃棄物の焼却からダイオキシンが発生していたわけで、そのため、埼玉県の新沢など、厳しい取り締まりのないままに、大量の産業廃棄物が焼却処分され続けてきたのである。

一方、『月刊地球環境』1998年3月号によれば、平岡氏自身が書いた文章の中に、同氏が焼却炉のメーカーと協力して、PCBを焼却処分するための焼却炉の開発を行ってきたという。1983年から1997年末までの約15年間、厚生省のダイオキシン対策専門家会議の座長と厚生省は、焼却炉から排出するダイオキシンを厳しく規制することを先送りにしてきた。そして、今や、ごみ収集の広域化、焼却炉の大型化を推進することによって、地方自治体に莫大な財政負担をかける一方、大型焼却炉のメーカーに膨大な収益がもたらされている。日本国内だけでなく、さらに、タイ、マレーシア、韓国などのアジア諸国に、一時的には国の公的な財源を利用しながら、焼却炉の売却が進め

られている。焼却炉を導入した国々は、これから30年にも及ぶ借金の返済をしなければならないのである。

プラスチック規制が本来の道筋

このような莫大な借金をして大型の焼却炉を購入しなくとも、もっと根本的な解決の方法が実際には存在する。それは、「素材対策」である。つまり、ごみ焼却におけるダイオキシン排出の主要な元凶である塩化ビニルや塩化ビニリデンなど、有機塩素系のプラスチックを規制することこそ、ごみとダイオキシン問題を解決できる本来の道筋なのである。ドイツやスウェーデンでごみとダイオキシンを最小限に減らすことができたのは、こうした素材対策を行政が効果的に行なったからであって、単に大型の焼却炉を導入したからではない。

有限な資源を大量消費し、それを最終的には焼却処分するという方針は、180度転換することが迫られているのではないかと？

タイのバンコクに集まったアジアの環境NGOの活動家たちは、この問いを私たちに突きつけていると私には思われる。

※「ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議」の第三次提言は、この「素材対策」が中心である。厚生省、環境庁、通産省は、ダイオキシンを含むPOPs（残留性有機汚染物質）の廃絶のために、塩素を副生しないカセイソーダ製造法への転換という、産業の根幹からの変革に一日も早く着手すべきである。
※※バンコクでの会議では、「Waste Not Asia」（ごみを出さないアジアネットワーク）という名前で今後も活動が続けていくことを申し合わせた。

地を汚す石油、地を削る家畜、 地に沈む黄河

水口 哲（国会議員常任幹事）

この夏、中国の黄河中流域を回った。西部大開発の現場北西部の農村地域を見るのが目的である。東部の都市と西部の農村の格差解消を目的に、大規模な工業開発が計画されている一方で、生態系回復の事業も行われているという。実情はどのようなのだろうか。

という現代の問題への関心はあるにせよ、歴史の宝庫に分け入る昂揚感は押さえようがない。かつて空海や阿倍仲麻呂が学んだ世界の都長安（現在の西安市）を出発し、中国共産党揺籃の地延安まで北上すること200キロ余り、そこから北西に進路を取り、ニンシャ回族自治区を抜け、内蒙古の幻の湖に達する総計1000キロの旅。気分は『シルク・ロード』（1933年～34年）の探検家S. ヘディンや、蒋介石に押され長征（34年～35年）した毛沢東・周恩来のそれだが、夢想から覚めるのに時間はかからなかった。「地を汚す石油、地を削る家畜、地に沈む黄河」を見続けなくてはならなかったからだ。

●地を汚す石油

西安から延安までは、油田が点在する。赤黒い火を吐く石油採掘施設に、石油化学プラントが隣接する。黄色の濛々たる煙を吹き上げる工場と白濁の空。DDTやBHCなど、先進国では禁止された農薬の生産国であることを思い出す。中国でも法律上は、78年にこれらの農薬使用は禁じられている。残留性有機汚染物質（POPs）の政府間交渉会議でも、生産は輸出用、使用はマラリア蚊対策に限定と、説明されてきた。

しかし、四川省の調査では、相当数の農民がDDTを使用しており、その理由として「禁止されたことは知っているが、これを使わないと虫の駆除ができなく、収入も得られない」との回答が多かったという。もっとも農薬に関しては、WTO加盟を控え、減農薬の動きが出てきている。例えば、今年締結された日本との協定。輸出農産物には原産地の表示と、生産記録の記帳が義務付けられ、これに伴い、農民に対し違法な農薬の使用を止めるよう警告が発せられている。この他、



地を削るカシミアヤギの群れ

天敵利用と輪作を組み合わせたりする総合的病害虫管理の実施など、脱石油の方向性はある。

しかし、問題はプラスチックだ。道路脇に散乱するカップ麺の容器、畑に放置されるマルチの残骸。風に舞うビニールの袋。こうした光景は中国も同じだ。胸が締め付けられる光景があった。プラスチックゴミの処分場に隣接する養魚場で、釣りに興じる親子の姿である。日曜日の昼下がりがだった。小学2、3年生ぐらいの男児を真中に、若夫婦の3人家族。頭上のピンクと白のパラソルが楽しげで、陽光が差していた。一家の夕餉に、釣った魚は載るのだろうか。

●地を削るカシミア

有害物質を含む石油素材には問題が多い。が、天然素材を使用すれば、問題は解決するのだろうか。首肯する人には「地を削る家畜」を知ってほしい。

内蒙古に近づくにつれて、ヤギの群れに出会う機会が増える。カシミアやカシュミアのヤギである。蹄をつかい根こそぎ草を食むため、放牧地は禿山と化す。しかし寒村の農民の貴重な現金収入源で、中止させることは難しい。10年ほど前から、飼育がブームになったという。10年前といえば、日本でカシミアのセーターやマフラーが手頃な値段になった時期である。高級品が安価になった背景には、「地を削る家畜」の存在がある。

●石油と家畜に沈む黄河文明

ヤギに地を削られ、重化学工業には森林を破壊され、黄河はかつての後背緑地を失ってしまった。今や年間の3分の1は、海まで達しないという。目の前の“大河”は、水位も低く、水量も少ない。泥だらけの、のろのろした流れの脇に枯草色の畑があった。黄河中流域の農業から始まった中国文明は世界4大文明の一つだが、発祥の地は「石油と家畜の20世紀」によって沈みつつあるように見えた。

廃棄物処理法の改正概要

先の通常国会で、廃棄物処理法が改正されました。その概要をお知らせします。(成立日：6月2日、施行日：10月1日)

弁護士・国民会議常任幹事

佐藤 泉

1、廃棄物処理法ってどんな法律？

廃棄物処理法は、ごみを捨てる時のルールを定めた法律です。この法律では、一般の家庭から出るごみは、一般廃棄物として市町村が収集・運搬・処分することになっています。そして、事業者が出すごみのうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物は、産業廃棄物として事業者自らが処理しなければならないとされています。

廃棄物処理法は、ごみの不法投棄を防止し、また廃棄物処理施設が環境を汚染せずに安全に操業されることを目的としているといえます。

2、現実にごみを処理しているのは誰なの？

一般廃棄物は、年間約5000万トン、産業廃棄物は年間約4億トン排出されます。

一般廃棄物については、市町村が自分で収集・運搬や処分する場合もありますし、一般廃棄物収集・運搬・処分の許可を持っている業者に委託している場合もあります。一般廃棄物処理のその財源は従来税金を主としていましたが、一部有料化によって処理代金を徴収する動きが出てきています。処分方法は、焼却、埋立が一般的です。

産業廃棄物についても、事業者自らが処理する場合もありますが、いわゆる産廃業者に委託することも可能です。産廃業者は、破碎、焼却、埋立のほかにも、最近はセメントの原料にしたり、さまざまなリサイクルをしたり、いろいろな技術が開発されています。

3、今回の改正の目的は？

廃棄物処理法は、平成9年に大きな改正があり、不法投棄対策、排出者責任の強化、処理施設設置についての地域住民への情報開示など、従来問題とされていた点について対策が取られました。しかし、不法投棄は後を絶たず、処理場をめぐる住民と業者の対立もなかなか解決しません。また、最終処分場が住民反対によりなかなか建設が進まないため、最

終処分場が足りなくなるのではないかと不安が強まってきました。そこで、排出者責任をさらに強化し、また産廃業者の許可に関する規制を強化するという両方の方向で、適正処理を推進すること、公共関与により廃棄物処理施設建設を推進することなどを目的として、今回の改正が行われたものです。

4、改正によってどこが変わったの？

(1) 国の基本方針

いままでは、廃棄物全体に対する国の責任は不明瞭でした。そこで、改正法により、環境大臣は廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他の適正な処理に関して、基本的な方針を定めなければなりません。

(2) 都道府県による廃棄物処理計画

都道府県は、国の基本方針に即して、各都道府県内の廃棄物の減量その他適正処理に関する計画を定めなければなりません。

また、都道府県は、廃棄物処理計画の達成に必要な措置を講ずるよう努力しなければなりません。

(3) 都道府県の行う産業廃棄物の処理

都道府県は、産業廃棄物の適正な処理を確保するために必要であると認める産業廃棄物の処理することができると、明確になりました。

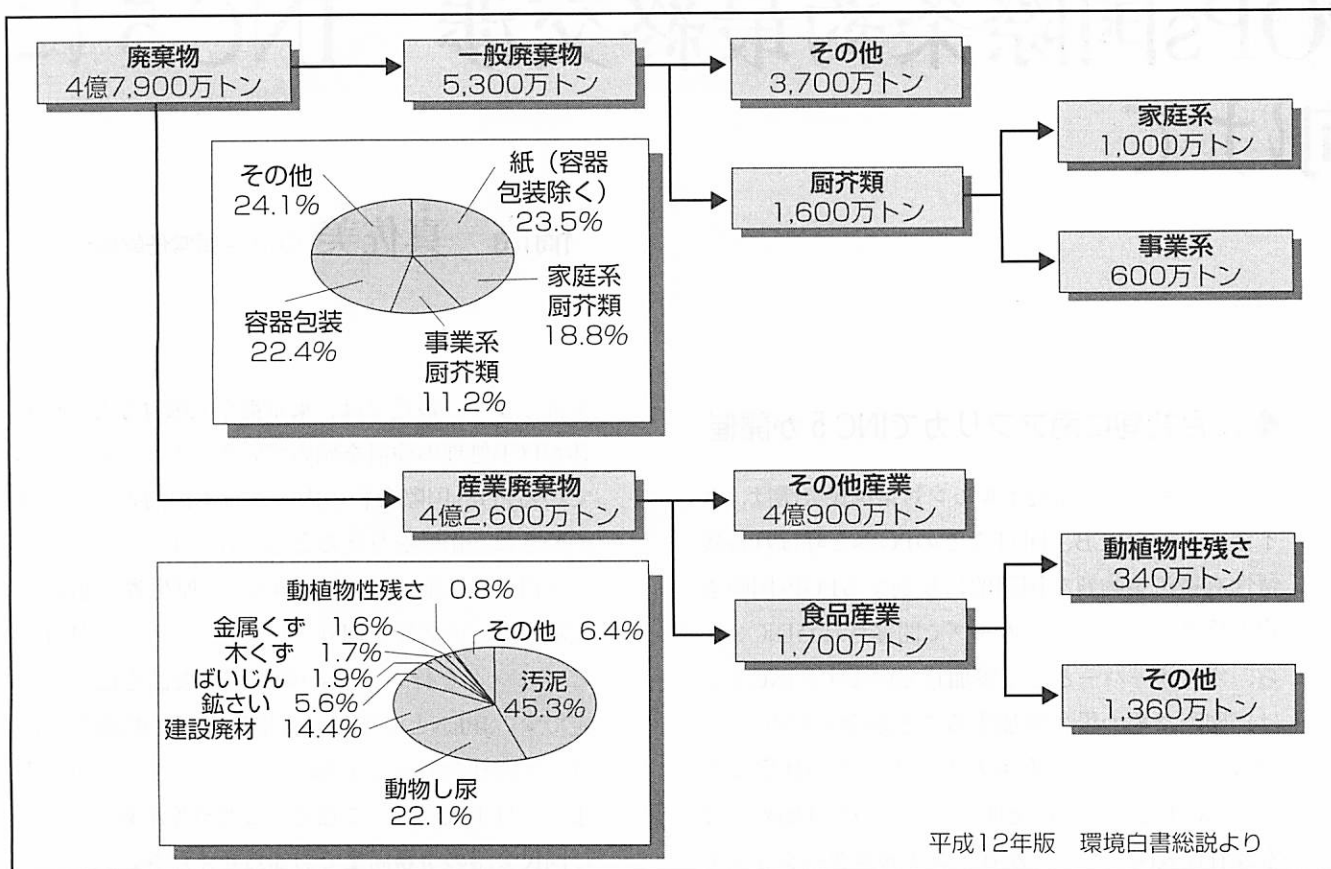
(4) 多量排出業者の処理計画の策定

産業廃棄物を多量に排出する事業者は、廃棄物の減量等の計画を作成して、都道府県知事に提出し、計画の実施状況を報告しなければなりません。

(5) 廃棄物処理センター制度の見直し

廃棄物処理センターを都道府県に1ヶ所とする設置数の制限を撤廃し、第三セクターやPFI会社(民間資金活用による公共施設整備等の目的の会社として選定されたもの)も廃棄物処理センターに指定できるようになりました。また、廃棄物処理センターの業務が、市町村の委託を受けて行う一般廃棄物の処理などにも拡大されました。

(6) 廃棄物処理業許可取消、廃棄物処理施設の設



置許可及び許可取消における規制強化

廃棄物処理業に暴力団などが関与することを防ぎ、悪質な業者に対し許可の取消を容易にし、さらに処理施設の集中を防ぐなど、業者に対する監視を強めました。

(7) マニフェスト制度の見直し

従来、マニフェスト（廃棄物の流れにそって交付される管理票）は、中間処理（焼却や破碎）によって中断されていましたが、これを排出者が最終処分まで確認できる制度にしました。

(8) 野焼きの禁止

廃棄物の野焼きについては、一定の場合を除き、禁止されることになりました。

(9) 不法投棄に対する排出者の原状回復義務（措置命令）の強化

マニフェストに関する義務に違反したものや、適正な処理費用を負担しない排出事業者に対して、不法投棄が起きた場合の原状回復のための措置命令を出すことが可能になりました。

(10) 罰則の強化

マニフェストや野焼き禁止違反に対し、新たな罰

則が設けられました。

5、改正法で、廃棄物問題はどのぐらい解決するの？

今回の改正内容のうち、排出者責任の強化と、廃棄物業者に対する規制強化という内容はそれなりに意味があると思います。

しかし、公共関与によって、処分場をもっと作るというのは、地域住民の同意を得られるか疑問です。また、廃棄物問題の抜本的な対策は、排出者に留まらず、生産者が参加しなければ、解決は困難です。一定の製品廃棄物については、生産者に引き取り、リサイクル義務を課して、地方自治体の責任を軽減する必要があります。また、現状では住民が、不適正な処理をしている業者や不法投棄の現場を見つけても、許可の取消や原状回復請求を直接行うことが出来ません。

マニフェストについても、どれだけ徹底しているか、運用と管理体制に問題があります。

今回の法改正の効果については、さらに国民全体で注目し、よりよい改正へとサポートしていく必要があると思います。

POPs国際条約最終交渉 INC 5 に向けて

きったか まさみ
橘高 真佐美 (国民会議常任幹事)

◆12月初旬に南アフリカでINC 5 が開催

ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議は、ダイオキシンやPCB、DDTなどのPOPsと呼ばれる残留性有機汚染物質を国際的に規制するPOPs国際条約の政府間交渉にジュネーブで開催されたINC 3から、オブザーバーとして参加しています。INC 3では、国際条約の場に参加することが全く初めてで、会議場でも文字通り右も左もわからない状態でした。INC 4では、条約交渉の流れもわかり始め、日本政府代表团ともしっかりとコミュニケーションを取れるようになりました。12月4日から9日まで南アフリカのヨハネスブルグでいよいよ条約の内容を実質的に議論することのできる最後のチャンス、INC 5が開催されます。

◆INC 5 に向けて

国民会議では、JPEN（残留性有機汚染物質日本ネットワーク）のメンバーとしてINC 5に向けた準備を進めています。11月20日（月）には、「INC 5 条約最終交渉にどう臨むか」というシンポジウムを

開催します。最近では、東京都や大阪府などの自治体がPCB処理の検討を始めていますが、今策定されているPOPs国際条約の内容が日本国内のPCB処理の動きにも影響を与えられると思われます。南アフリカへと出発する前の週には、外務省、厚生省、通産省、環境庁などの省庁を回り、日本政府としての見解のヒアリングを行い、NGO側からの要請を伝える予定です。JPENとしては、日本政府がPOPs廃絶に向けて国際社会の中で主導的役割を果たすことを求めます。日本政府へのご意見・ご要望等がある方はぜひ国民会議の事務局までお知らせください。

◆INC 5 で目指すもの

国民会議のニュースレターの第5号で、ドイツのボンで開催されたINC 4の参加報告記事を書きました。ニュースレター第5号の9ページに、残留性有機汚染物質廃絶国際ネットワーク（IPEN）が作成したもので、POPs国際条約のキーポイントとなる二つの言葉、「廃絶」と「予防原則」についての各国政府の条約に対する立場をまとめた一覧表があります。IPENでは、INC 5でも引き続きこの表を使い、POPs国際条約が有害化学物質の規制ではなく、完全になくすことを目指す条約であること、またこの条約が疑わしきを罰する「予防原則」に基づくものになることを求めています。この条約が実効性を持つものにするためには、できるだけ多くの政府が批准できるようなものでなくてはなりません。発展途上国の参加のためには、技術・資金援助のメカニズムをどのようなものにするかもポイントとなります。IPENの活動や主張は <http://www.ipen.org/> で最新の情報を見ることができます。

POPs国際条約策定の流れ

1998年6月	第1回政府間交渉会議 (カナダ・モントリオール)
1999年1月	第2回政府間交渉会議 (ケニア・ナイロビ)
1999年9月	第3回政府間交渉会議 (スイス・ジュネーブ)
2000年3月	第4回政府間交渉会議 (ドイツ・ボン)
2000年12月	第5回政府間交渉会議 (南アフリカ・ヨハネスブルグ)
2001年5月	条約採択会議 (スウェーデン・ストックホルム)

◆あなたが審判です

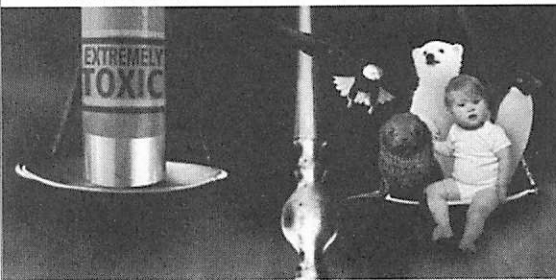
国民会議だけではなく、各国のNGOがINC 5に向けて様々な活動を行っています。最後にIPENの主力メンバーでもあるWWFの行っているキャンペーンをご紹介します。WWFはワシントン・ポストやニューヨーク・タイムズなどの新聞に、赤ちゃんや野生生物などと有害化学物質を天秤にかけている写真を使い、「世界でもっとも有害な化学物質と将来の子どもたち、守らなければいけないのはどちらだろう」とPOPsの廃絶を政府に求めようと呼びかけています。このWWFのキャンペーンについては、<http://www.passportpanda.org/> に詳しい情報があります。守らなければならないものは明白です。INC 5は条約の内容を議論できる最後のチャンスです。国民会議の会員の皆様も日本政府にメッセージを送ってください。

WWFの広告

Seems like an easy choice, but the sad truth is that society has far too often come down on the side of poisonous chemicals that contaminate our environment and threaten wildlife and humans.

One class of chemicals, Persistent Organic Pollutants, or POPs, is especially dangerous, passing from mother to fetus in the womb. These hard-to-break-down poisons travel thousands of miles, live long lives, and are in the air you breathe and the food you eat. Exposure to POPs is associated with problems such as cancer, reproductive

You be the judge.



abnormalities and neurological disorders in whales, seals, eagles, polar bears and many other species, including humans.

This December, more than 120 countries will meet in South Africa to finalize a treaty banning the 12 most dangerous POPs, including dioxins and PCBs. But some government and chemical industry officials argue that these chemicals can simply be reduced or managed.

They are dead wrong. These chemicals need to go. You can help make a difference by going to <http://passportpanda.org>. Send free messages to your President or Prime Minister, telling him or her that elimination of these insidious chemicals is the only option to achieve a safer and healthier future for our children and our environment.

Should we protect future generations or the world's most dangerous chemicals?

WWF
Avenue du Mont Blanc
CH-1196, Gland
Switzerland
+41 22 364 91 11
www.passportpanda.org



●ダイオキシン委員会からのお知らせ

～エキサイティングな論議を！ メンバー募集します

昨年7月に成立したダイオキシン類対策特別措置法が今年1月から施行になりました。国は、廃棄物焼却施設に対する削減対策の成果で、ダイオキシン類の排出量（インベントリー）が大幅に削減されてきているとの発表を行っていますが、今年になって神奈川県藤沢市にある荏原製作所をはじめ、名古屋市の東レ工場や大牟田市の三井化学など工場発生源が原因で河川水などから高濃度のダイオキシン類汚染が見つかってきています。また、昨今の環境庁による全国の水生生物調査によると、東京湾域や大阪湾域に生息している魚介類中から極めて高濃度のダイオキシン類が見つかっています。さらに、ダイオキシン類の毒性の再評価をめぐる、アメリカのEPAの重要なドラフトが発表されました。

こうした国内外のダイオキシン問題をめぐる新た

な展開に対応していくため、ダイオキシン委員会の活動を再開することになり、この10月20日に第1回委員会を開催しました。当面の委員長は常任幹事の藤原が引き受けることになりましたので、よろしくお願いします。

委員会で取り組むべき課題は、ダイオキシン特措法の見直しやそのフォローアップ、また食品汚染に対する規制など多岐にわたるため、メンバーを募ってそれぞれテーマ毎に担当制にしてはという案が出ています。私からは、来年9月に韓国の慶州で開催されるダイオキシン国際会議に、国民会議としてダイオキシンレポートを提出してはどうかという案を提案させていただきました。ぜひエキサイティングな論議を展開したいと思いますので、奮ってご参加下さい。

（藤原邦達）

故福田治榮さんを偲ぶ

ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議 事務局長 中下裕子

国民会議の事務局次長で弁護士の福田治榮さんが7月3日、肝臓がんのため逝去されました。享年58歳の若さでした。

昨年の夏、福田さんが事務方を務めておられた廃棄物委員会の合宿の直前に、突然、福田さんから「体調不調で検査入院することになり、合宿に参加できなくなった。後のことをよろしく頼みます」という連絡があり、まもなくして治療に専念されるため事務局次長を辞任されました。それから1年——あまりに早すぎる死でした。

福田さんは、病名も入院先もご家族以外には一切告知されませんでしたので、私たちはお見舞いに伺うことも叶いませんでした。私は、静養されて快方に向かわれているとばかり思っておりましたので、突然の訃報に接した時は、言葉を失ってしまいました。今でもまだ、福田さんの死が信じられない気持ちです。

後から伺ったところによると、福田さんは、検査の結果末期がんであるとの告知を受けられた後、自らの病状や入院先を家族以外には一切知らせないこと、死亡後は家族による火葬とし、通夜・葬儀などは一切行わないことを決められたそうです。それは、他者に負担をかけまいとする福田さんの優しさの表れであったと思います。

死を目前にされて、おそらく親しい人に会いたいという気持ちもあったに違いありません。ですが、仕事と子育ての両立でさえ大変な中で、ボランティア活動に踏み出した女性弁護士たちの多忙さや精神的負担の大きさを慮って、見舞いや参列の負担をかけるまいと考えられての決断であったと思います。そして、それを最後まで貫かれた福田さんの意志の強さに、あらためて敬服しています。

ただ、私たちの心残りは、福田さんのこれまでの国民会議の活動への献身に対して、生前のうちにひと言でも感謝とねぎらいの言葉をお伝えできなかったことです。国民会議の草創期における福田さんの貢献はとても大きなものでした。ここに、その一端をご紹介して、故人への追悼とさせていただきます。

福田さんはとても正義感の強い方でした。女性弁護士有志と国民会議の設立の準備を始めていた頃、私は、偶然、裁判所の廊下で福田さんと十数年ぶりに再会しました。私



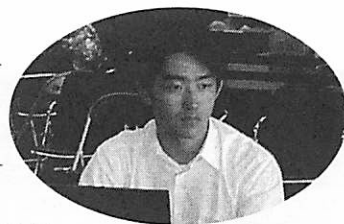
は、福田さんに国民会議の意義と女性弁護士の社会的役割について話しかけました。じっと聞いていた福田さんは、その場で、「わかったわ。大事なことよ。子どもたちと野生生物のために、やりましょう!」と賛同され、以後積極的に運動に参加されました。

福田さんは、単に正義感を抱いているというだけでなく、それを確実に実践する“実行の人”でした。例えば、ある時、C.W.ニコルさんに発起人をお願いしてみようということになりました。すると、福田さんは、すぐさま黒姫のニコルさんのお宅まで出かけていき、ニコルさんに会ってご快諾を得てこられたのです。その後も福田さんは、次々と発起人の方々に働きかけをされました。こうした福田さんの熱意と行動力は、国民会議の設立の大きな推進力となりました。

福田さんは、また、とても繊細な心をもっておられました。いつも他者の立場や置かれた状況を思いやる優しさを忘れませんでした。私に対しても、「大変だと思うけど、今はあなたが頑張るしかないわ」と檄を飛ばす一方で、「中下さん、子どもの面倒はみてるの? からだは大丈夫?」などと気遣ってくれていました。思うように事が運ばず苦しんでいた時、厳しくも優しい福田さんの激励に、私たちはどれほど励まされたか知れません。

福田さんは、志半ばで急逝されました。さぞかし無念であったと思います。私たちは、福田さんの優しさと思いを引き継いで、これからも頑張って国民会議の運動を発展させていきたいと思います。福田さん、見守っていて下さい。ご冥福を心からお祈り申し上げます。

インターンを通して見た 国民会議と 日本のNGO



国際基督教大学国際関係学科3年
イリノイ大学アバナシアンペン校留学中

佐橋 亮

平成12年4月より8月まで、新橋の事務局を中心に、事務局長・中下裕子のもとインターン生として活動しました。大学1年のころに『奪われし未来』を読んだときの衝撃が依然として強烈だったことが引き金となって、会員の方に誘われたときにそのまま仕事が始まった、という形でした。

インターン活動中は週一回事務局で会員データ処理・入金確認などをはじめさまざまな作業と、それに並行して資料の翻訳なども行っていました。また国民会議主催の講演会等では会場係をしていましたので、参加された方には「背の高いマイク係」といえばわかっていただけるでしょうか。上記の活動以外には、7月に沖縄で開催された国際環境フォーラムへ参加させて頂いたり、自主的にさまざまなシンポジウムを聴講し、さまざまな文献にあたることで知見を広めようと努力したつもりです。

それらの経験から私なりに理解したことは、例えば、政府と経済界を比べれば、現在は経済界の環境への理解・努力の方がNGOの立場から感じやすい、といったことがあります。日本における市民団体の活動史が開発や汚染といった企業活動の負の側面に対抗することであったことを考えれば、市民団体という語がNPO/NGOと置き換えられるようになった現在において、多くの企業が環境対策を自社サービス・製品に打ち出し、さまざまな方式で環境保全活動をはじめとする市民活動へ助成を行い、ある経済団体などは機関紙でNPO/NGOとのパートナーシップの重要性を特集している状況は革命的な変化だと感じます。一転して、政府の対応が理念先行で、実態には手をつけることを躊躇しているようにしか見えないことに対する反発もかなり感じました。現在私はアメリカで生活していますが、アメリカのように環境団体が議会に対して強力に働きかけることができるように、日本のNGOも情報収集力、政策立案能力などを発展させていくべきだと考えます。

しかし、正直に申し上げて、インターンを開始する前は日本のNGOに関してはあまりいい印象を持ってはいませんでした。一部のイデオロギーがかった活動を嫌っていたことも

あるのですが、同時に規模不足・資金不足・人手不足の三重苦を背負っている日本のNGOでは、プロ集団である政府や自治体、企業などに対抗できていないと思っていました。ですが、インターン活動を通じてNGO固有の長所を幾点も見えました。まずは、組織が非常に柔軟であるために、あまり時間のない方もほんの少しの仕事から容易に参加でき、また本人の希望に添った活動が中心になり、参加者は納得して仕事に取り組み、モチベーションが高いということです。さらに、基本的にはどこにも属さない独立した存在であるため、意見が抑圧されたり、発表が差し止められたり、ということもありません。そして、そのような特徴を有しているため、役所や企業では受け付けられる可能性の低い、公害や医療事故などの被害者からの生の声をはじめ、種々の情報が入って来やすく、これはNGOに「問題発見能力」を与えています。

日本において、NGOはいまだ発展途上といわれていますし、国際的な活動が未だ不十分なことは認めざるをえません。しかし、環境意識の高まりと共に地域レベル、全国レベルの活動に対して多くの関心が集まりはじめて来ていることも実感できます。目下、政治改革の流れの中で官僚組織以外の政策シンクタンクの必要性が訴えられていますが、将来的にNGOがアメリカのようにその一翼を担える可能性も私は夢見ることができるようになりました。少なくとも、環境問題というさまざまな利益が錯綜する分野においては、市民を代表することのできるチャンネルとしてNGOの存在の重要性は増していくと確信しています。

今回の経験からは、本を読むだけでは推し量れないまでの環境問題の切実さを知ることができただけでなく、さまざまな専門家の取り組みを間近に見させて頂いたことで、どのように問題へアプローチをすることができるのか、そして自分は何ができるかなどを多少なりとも把握できたように思えます。

インターン活動は政治など社会科学を勉強する学生にとっては、フィールドワークに他なりません。国民会議会員の学生のみなさんと事務局でお会いすることを楽しみにしています。

◎国民会議のホームページがリニューアル、アドレスも変更しました。

<http://www.kokumin-kaigi.org>

ダイオキシンの環境ホルモン対策国民会議のホームページが新しくなりました。新しいURLは <http://www.kokumin-kaigi.org> です。覚えやすいアドレスに変更となりましたので、ぜひ一度開いてご覧ください。国民会議が今までに提出した提言や申入書、今までの活動報告、イベントのお知らせなどが掲載されていますのでぜひご利用ください。もっとこういう情報を掲載してほしいとか、リンクを張ってほしいというリクエストも大歓迎です！

インターンの山崎さんや、このニュースレターの編集に協力して下さっている総合工房キャップの力を借りながら、新しいホームページの運営を行っています。まだまだホームページの内容は未熟な部分も多く、改善の余地がたくさんあります。ホームページ作り（企画・運営など）にご協力いただける方がいらっしゃいましたら、ぜひ事務局までご連絡ください。ホームページの作成のためにオフィスに来ていただく必要はありませんので、東京以外からのボランティアもOKです。



◎新インターンは山崎君

佐橋くんの後任で9月からインターンをやらせて頂いています、国際基督教大学3年の山崎喜達です。中下事務局長をはじめ国民会議の皆様の行動力と熱意に圧倒されていますが、皆様から少しでも何か吸収できればと思います。よろしくお願いします。



友だちと、山崎君(右)

◎お気に入りに加えませんか？ エコケミストリー研究会のHP

国民会議の発起人でもいらっしゃる横浜国立大学の浦野紘平教授が代表をされているエコケミストリー研究会では、本年6月からホームページでPRTRとMSDS対象物質について、その毒性をわかりやすい形で示すとともに、基本的な物性値を提供しています。

99年7月にPRTR法が成立し、01年度から本格実施となりますが、せっかく対象物質の排出量や移動量が公表されても、私たち市民にとってはなかなかわかりにくいのが実状です。自分たちのまわりの事業所から出されている物質にいったいどのような毒性があるのか、リスクはどれくらいなのかを正しくしかもわかりやすく知りたいという方、エコケミストリー研究会のホームページにアクセスし

てみませんか。

検索したい物質名（またはCAS番号、組成式）を入力し、調べたい情報として毒性ランクまたは物性情報を選択します。毒性ランクなら発がん性・生殖毒性・変異原性・感作性・水生生物毒性などがわかりやすくグラフ化されて示されます。今後ますます充実していく予定とのことで楽しみです。

<http://env.safetyeng.bsk.ynu.ac.jp/ecochemi/>

編集後記

広報委員会委員長 佐和洋亮

この秋、野生生物保護の調査のため、環境問題を勉強している弁護士仲間と北海道の知床へ行った時のことです。

丁度、漂津川（しづつがわ）の河口付近で鮭が海から上って来るのに出会いました。赤黒くなった背びれがピクピクと川面一面に波を立てています。ところが河口から1キロm位のところにヤナがあって上流には行いません。その脇に水路があり鮭は通勤時のラッシュのようにその水路を上ります。

そして行きつく先は……。鮭は腹を裂かれ、人工授精した卵は孵化所へ。残りの卵と身は商品に。

カムチャッカの海から長旅をして4年ぶりに帰って来たるふる里。そこで鮭は自然のままに出産や死を迎えることはできません。

鮭を神として崇めたアイヌの人たちの環境意識を考えました。

ダイオキシン・環境ホルモン対策
国民会議 提言と実行
ニュースレター 第8号
2000年11月発行

定価 105円（送料別）

発行所

〒105-0004
東京都港区新橋4-25-6
ヤスキビル2-6F
コスモス法律事務所内
ダイオキシン・環境ホルモン対策
国民会議事務局

TEL 03-3432-1490

FAX 03-3432-1490

編集協力・レイアウト

（有）総合工房キャップ

* 国民会議事務局のE-mailアドレスは、kokumin@attglobal.net です。